社会福祉法人 宇都宮市障害者福祉会連合会役員等の報酬に関する規程

（目　的）

第１条　社会福祉法人宇都宮市障害者福祉会連合会（以下「本会」という。）定款第８条及び第21条に規定する役員等の報酬について必要な事項を定める。

（適用の範囲）

第２条　この規程を適用する役員等とは、次の者をいい、支給する額は別表のとおりとする。

（1）理事会、評議員会及び監事会に出席する理事、評議員及び監事

（2）苦情解決に係る第三者委員

（3）その他会長が認める、本会の事業運営に係る会議に出席する委員等

２　前項の規定に係わらず、本会の職員（常任理事を含む）及び宇都宮市の職員である者には、支給しない。

３　監事のうち、財務管理について専門的な資格を有する者については、前項の監事と別額を支給する。

附　則

この規程は、令和２年１０月１３日から施行する。

別　表

区　　分	報酬の額
第２条（1）から（3）に規定する理事・監事・評議員・第三者委員・委員等	日額　２，０００円（税別）
第２条３に規定する監事	日額　１０，０００円